

福岡県公報

平成24年8月21日
第3422号

目次

告示 (第1465号 - 第1477号)

- 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 1
 - 土地改良区の役員の退任 (農村森林整備課) 1
 - 土地改良区の定款の変更の認可 (農村森林整備課) 1
 - 土地改良区の清算人の就任 (農村森林整備課) 2
 - 土地地区画整理事業の換地処分の完了届出 (都市計画課) 2
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
 - 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (社会活動推進課) 2
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) 3
 - 生活保護法に基づく介護機関の指定 (保護・援護課) 3
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課) 5
 - 生活保護法に基づく指定介護機関の廃止 (保護・援護課) 6
- ### 公 告
- 競争入札参加者の資格等 (総務事務センター) 6
 - 一般競争入札の実施 (警察本部会計課) 7
 - 意見公募手続を実施しなかった理由等の公示 (障害者福祉課) 10
 - 金山川水系に係る河川整備基本方針 (河川課) 10

公安委員会

- 銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定について

- (警察本部生活保安課) 10
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (初心者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会 (経験者に対する講習会) の開催 (警察本部生活保安課) 11

再 掲

- 道路の区域の変更 (道路維持課) 12
- 道路の供用の開始 (道路維持課) 12

告 示

福岡県告示第1465号

大河内土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
池田敏春	豊前市大字天和440番地1

福岡県告示第1466号

角田北部土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

氏 名	住 所
池田正三	豊前市大字松江880番地2

福岡県告示第1467号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので同条第3項の規定により公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川南部土地改良区	平成24年8月2日

福岡県告示第1468号

解散した清算法人黒土西部第二土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
村上元彦	豊前市大字広瀬172番地
鶴田知則	〃 大字永久595番地
安仲佳年	〃 大字久路土786番地1
熊本修	〃 〃 734番地
竹下節雄	〃 大字塔田292番地
佐々木健嗣	〃 大字久路土875番地1
楠原重雄	〃 大字鬼木549番地1
嶋田浩史	〃 大字久路土1285番地1
大西秀喜	〃 〃 898番地

福岡県告示第1469号

宗像都市計画事業くりえいと北土地区画整理事業の施行者である宗像市くりえいと北土地区画整理組合から、換地処分を完了した旨の届出が平成24年7月24日付けであったので、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定により公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

福岡県告示第1470号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日
平成24年7月30日
- 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 ちくほう結

(2) 代表者の氏名

宮西 啓子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県田川市大字糰2156番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は非営利・協同の理念に基く地域社会の担い手として高齢者や障がい者の切実な介護サービスのニーズに応えると共に、生活支援事業（たすけ合い事業）、相談活動等の枠外事業の拡充に取組み、住み慣れた地域で誰もが安心して暮らせる総合的な公的介護保障の充実、平和な地域社会の発展に貢献する事を目的とする。

福岡県告示第1471号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

- 申請のあった年月日

平成24年7月30日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人ピース

(2) 代表者の氏名

高橋 智宏

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県飯塚市津島565番地1

(4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢や障害の領域を越え、子どもから高齢者まですべての人々に対し、高密度かつ多機能な医療型介護福祉サービスを提供することで、地域での健やかで自立した生活を支援し、地域の活性化に貢献することを目的とする。

福岡県告示第1472号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑前町原地蔵字地蔵下2269番1から2269番3まで、2269番6及び2269番7

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

朝倉市柿原843番地1

社会福祉法人 うら梅の郷福祉会

理事 林 裕二

福岡県告示第1473号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡粕屋町大字江辻字古藤1031番2及び1031番4から1031番22まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市東区箱崎1丁目15番23号

株式会社 よかタウン

代表取締役 野島 幸司

福岡県告示第1474号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

糟屋郡新宮町大字上府字袖ノ木1439番1及び1440番1並びに宇川原田1425番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

糟屋郡新宮町下府一丁目5番1号

松尾 一徳

福岡県告示第1475号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	指定年月日	サービス項目
------	----	-----	-------	--------

粕介薬137	ハート薬局	糟屋郡篠栗町大字尾仲 101-1	24・7・1	居管・予居管
筑紫介薬46	ハート薬局	筑紫野市原田8丁目4-1	24・8・1	居管・予居管
大川介薬20	江頭エーザイ薬局	大川市大字幡保 157	24・5・1	居管
田介薬77	エンゼル薬局夏吉店	田川市大字夏吉 3638	24・8・1	居管・予居管
行介薬62	安部調剤薬局	行橋市大橋3丁目4-10	24・4・1	居管・予居管
田川居276	リハビリ訪問看護ステーションくるみ	田川郡川崎町大字池尻 531 (KIビル1F)	24・7・1	訪看・予訪看
中居65	訪問看護ステーション看来	中間市桜台1丁目19-5	24・8・1	訪看・予訪看
大居214	ヘルパーステーションすまいる青葉	大牟田市青葉町 104-1	24・6・1	訪介・予訪介
大支72	ケアプランセンターすまいる青葉	大牟田市青葉町 104-1	24・6・1	居支
大居215	デイサービスセンターすまいる青葉	大牟田市青葉町 104-1	24・6・1	通介・予通介
大居216	シャルールコバン	大牟田市城町1丁目7	24・7・1	通介・予通介
直居104	はるヘルパーステーション	直方市大字中泉 830-4	24・7・1	訪介・予訪介
飯居298	ヘルパーステーション隣人館	飯塚市伊川 185	24・7・1	訪介・予訪介
飯居299	デイサービスセンター隣人館	飯塚市伊川 185	24・7・1	通介
飯居296	デイサービスみのりの丘	飯塚市鹿毛馬 1653-7	24・8・1	通介・予通介
飯居295	ヘルパーステーションみのり	飯塚市太郎丸 498-3	24・8・1	訪介・予訪介
飯居297	ヘルパーステーションみのりの丘	飯塚市鹿毛馬 1653-7	24・8・1	訪介・予訪介

田居176	デイサービス緑むすび	田川市大字伊田 2792-3	24・8・1	通介・予通介
柳居53	訪問介護事業所徒然	柳川市保加町 24	24・7・1	訪介・予訪介
嘉麻居97	デイサービスこもれび	嘉麻市口春 500-1	24・7・1	通介・予通介
筑支18	ままだケアプランサービス	筑後市大字馬間田 937	24・8・1	居支
大川居40	ゆりかごサービス	大川市大字小保 505-4	24・7・1	訪介・予訪介
行居93	KKS	行橋市大字蓑島 765-1	24・6・1	福用・福販・予福用・予福販
中居66	デイサービス野の花	中間市通谷2丁目4-45	24・8・1	通介・予通介
筑紫居70	ツイズヘルパーステーション	筑紫野市大字原 166-329	24・8・1	訪介・予訪介
大野居65	ホームケア	大野城市横峰2丁目17-22	24・8・1	訪介・予訪介
糸島地支20	ケアプランセンターくらじ	糸島市篠原東3丁目13-61	24・7・1	居支
粕支37	メディカルサポートケアプランセンター	糟屋郡宇美町宇美5丁目8-22 (GYC宇美)	24・7・1	居支
粕居123	あすなろ新宮デイサービスセンター	糟屋郡新宮町大字原上 1733-1	24・7・1	通介・予通介
粕支38	あすなろ新宮ケアプランセンター	糟屋郡新宮町大字三代 760-5	24・7・1	居支
粕居124	あすなろ新宮ヘルパーステーション	糟屋郡新宮町大字三代 760-5	24・7・1	訪介・予訪介
福津居42	あすなろ福間デイサービスセンター	福津市福間駅東地区 35-1-2	24・8・1	通介・予通介
福津支17	あすなろ福間ケアプランセンター	福津市福間駅東地区 35-1-2	24・8・1	居支
福津居43	あすなろ福間ヘルパーステーション	福津市福間駅東地区 35-1-2	24・8・1	訪介・予訪介

宗遠居26	ヘルパーステーションあじさい	遠賀郡芦屋町緑ヶ丘1-1-101	24・7・1	訪介・予訪介
宗遠介福1	指定介護老人福祉施設あゆみの里	遠賀郡岡垣町鍋田2丁目1-6	24・8・1	老福
宗遠居27	指定介護老人福祉施設あゆみの里	遠賀郡岡垣町鍋田2丁目1-6	24・8・1	短生・予短生
宮居68	グループホームみどりの里	宮若市長井鶴230	24・8・1	認共・予認共
宮居69	ヘルパーステーション愛心	宮若市龍徳1106-6	24・8・1	訪介・予訪介
南筑後支3	大木しょうふく苑 居宅介護支援事業所	三潞郡大木町大字上八院1597	24・8・1	居支
南筑後居8	まごころメイト	三潞郡大木町大字奥牟田1379	24・7・1	福用・福販・予福用・予福販
宗遠居28	小規模多機能ホーム芦屋はまゆう	遠賀郡芦屋町中ノ浜12-22	24・6・1	小居・予小居
京介108	御所病院通所リハビリテーション	京都郡荊田町大字新津1400	24・8・1	訪看・訪リ・通リ・居管・予訪看・予訪リ・予通リ・予居管
大野支22	ケアプランサービスひゅうが	大野城市瓦田4丁目15-26 (リバーサイド大野城2階G)	24・4・1	居支

福岡県告示第1476号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
糸島地介57	医療法人都田医院	みやこだ医院	糸島市二丈深江1217-6	24・5・30
う介療2	奥村病院	筑後吉井こころホスピタル	うきは市吉井町216-2	24・1・1
京介108	御所病院	御所病院通所リハビリテーション	京都郡荊田町大字新津1400	24・8・1
直支5	社会保険筑豊病院 ケアプランセンター	社会保険直方病院 ケアプランセンター	直方市須崎町1-1	24・7・29
朝倉居18	まるごとデイサービスローズ倶楽部	デイサービスローズ倶楽部	朝倉市甘木1700-1	18・4・1
み支6	医療法人幸明会	新船小屋病院ケアプランサービス	みやま市瀬高町長田1604	19・4・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
糸島地介57	みやこだ医院	糸島市二丈深江935-3	糸島市二丈深江1217-6	24・5・30
京介108	御所病院通所リハビリテーション	京都郡みやこ町勝山松田1133	京都郡荊田町大字新津1400	24・8・1
直支5	社会保険直方病院ケアプランセンター	直方市大字山部765-1	直方市須崎町1-1	24・7・29
飯居265	ケアステーション絆	飯塚市相田75-77	飯塚市小正404-1（鳥居テナントA）	24・8・1
行居29	太陽ヘルパーサービス	行橋市大字今井ヨセ1381-3	京都郡荊田町富久町2丁目1-8	24・4・7
筑紫居37	たすけあい筑紫野ヘルパーステーション	筑紫野市針摺中央1丁目25-17	筑紫野市桜台2丁目21-8	23・5・28

柏支15	ケアプランセンターふれあい	糟屋郡宇美町大字宇美1411-1	糟屋郡宇美町原田2丁目8-2	24・4・1
------	---------------	------------------	----------------	--------

福岡県告示第1477号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届け出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
京居1	つくしデイケア	京都郡苅田町大字新津字池の下1598	24・7・25
飯居268	さくら・介護ステーション長生庵	飯塚市西町2-87（センタービルいづか1階）	24・7・31
飯居169	ヘルパーステーションみのり	飯塚市太郎丸498-3	24・7・31

公 告

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加できない者

- ア 競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- イ 次のいずれかに該当する事実があった後、2年間を経過していない者及びこれらの者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
- (ア) 契約の履行に当たり、故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
- (カ) (ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの
- エ 資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者
- オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 資格審査事項については、次のとおりとする。

- ア 従業員数
- イ 年間売上高
- ウ 自己資本金
- エ 流動比率
- オ 経営年数
- カ 障害者雇用状況

キ 子育て応援宣言登録

3 入札を希望する者の資格審査申請の方法等

(1) 申請の方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 役員名簿

ク 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ケ 営業概要表（様式第5号）

コ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）

シ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）

ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

ソ ISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

タ 子育て応援宣言登録を行っている場合には、子育て応援宣言登録証の写し
チ 返信用封筒（380円切手を貼付した長形3号封筒）

(2) 申請書（有償）の入手先

ア 名称 政府刊行物県庁内サービスステーション

イ 住所 〒812-0045 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁総合売店内）

ウ 電話 092-641-7838

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問合せ先

ア 名称 福岡県総務部総務事務センター調達班

イ 住所 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

ウ 電話 092-643-3092（ダイヤルイン）

(4) 申請書の受付期間

この公告の日から平成24年9月12日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 資格審査結果の通知

入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

5 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成25年9月末日までとする。

(2) 当該期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成25年7月中に実施する「福岡県が発注する物品の製造等の競争入札に参加する者に必要な資格審査」の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物品の名称及び数量

人事・給与管理業務用サーバ・端末装置等賃貸借契約

(2) 契約内容及び特質等

入札説明書による。

(3) 賃貸借期間

平成25年1月1日から平成29年12月31日までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部情報管理課

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成22年1月福岡県告示第17号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の審査申請書に必要事項を記入の上、次の(3)の部局へ提出すること。

(1) 申請書の入手先

政府刊行物県庁内サービスステーション（福岡県庁地下総合売店）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-7838

(2) 申請書の価格

一部500円（消費税込み。ただし、郵送により入手する場合は、郵送料について別途実費を徴収する。）

(3) 申請書の提出場所及び申請に関する問い合わせ先

福岡県総務部総務事務センター調達班

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3092

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成24年10月3日現在において、次の条件をすべて満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成24年8月21日（火）から平成24年10月2日（火）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで

(2) 場所

5の部局とする。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の受領期限及び提出場所

(1) 受領期限

平成24年10月3日（水）午後5時45分

(2) 提出場所

5の部局とする。

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

10 開札の日時及び場所

(1) 日時

平成24年10月4日（木）午前10時30分

(2) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

11 落札者がいない場合の措置

開札をした場合において落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1) 金額の記載がない入札

(2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札

(4) 所定の場所及び日時に到達しない入札

(5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札

(6) 入札保証金が12の(1)に規定する金額に達しない入札

(7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

14 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (3) 調達手続の停止等
特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会の要請があった場合は、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (5) 契約締結にあたっては、暴力団排除条項に係る「誓約書」（契約書に添付）の提出を要する。
- (6) その他詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for a personnel and salary management system including server computers, terminal computers and peripheral devices
- (2) Time Limit of Tender
5 : 45 PM on October 3, 2012
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police Headquarters
7 - 7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812 - 8576 Japan
Tel 092 - 641 - 4141 (Ext 2236)

公告

福岡県行政手続条例（平成8年福岡県条例第1号）第37条第4項第2号の規定に基づき、意見公募手続を実施しないで福岡県児童福祉関係費用徴収規則（昭和51年福岡県規則第56号）の一部改正を行ったので、次のとおり公示します。

なお、関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）

に掲載するほか、福岡県福祉労働部障害者福祉課に備え置きます。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

1 意見を募集しなかった理由

本規則は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うものである（福岡県行政手続条例第37条第4項第2号に該当）ため、同条例に定める意見公募手続を実施しなかったものです。

2 規則の公布日

平成24年8月21日

公告

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定に基づき、「金山川水系河川整備基本方針」を定めたので、同条第5項の規定により公表する。

その関係図書については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県県土整備部河川課及び福岡県北九州県土整備事務所に備え置く。

平成24年8月21日

福岡県知事 小川 洋

公安委員会

福岡県公安委員会告示第230号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の3第2項及び第12条の3の規定に基づき次の医師を指定したので、銃砲刀剣類所持等取締法に基づく医師の指定に関する規則（平成21年福岡県公安委員会規則第13号。）第5条の規定により告示する。

平成24年8月21日

福岡県公安委員会

医師の氏名	勤務する医療機関		診断の対象者
	名称	所在地	
神庭 重信 川崙 弘詔 三浦 智史 本村 啓介	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	法第5条第1項第3号に規定する政令で定める病気（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第8条第3号に定める病気を除く。）にかかっている者又は法第5条第1項第4号若しくは第5号に掲げる者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
鬼塚 俊明 大八木保政 鎌田 崇嗣	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第8条第3号に定める病気にかかっている者に該当しているかどうかを調査する必要がある者
小原 知之 大八木保政	九州大学病院	福岡市東区馬出3丁目1番1号	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2に規定する認知症である者に該当しているかどうかを調査する必要がある者

福岡県公安委員会告示第231号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年8月21日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成24年9月21日（金） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

北九州市小倉北区大門1丁目6番19号 小倉北警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第232号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成24年8月21日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成24年9月20日（木） 13：30～16：30	八女市本町465番地 八女警察署 会議室	八女警察署
平成24年9月24日（月） 13：30～16：30	福岡市南区塩原2丁目3番1号 南警察署 会議室	南警察署
平成24年9月26日（水） 13：30～16：30	北九州市八幡東区大谷1丁目1番1号 八幡東警察署 会議室	八幡東警察署
平成24年9月26日（水） 13：30～16：30	田川市平松町3番36号 田川警察署 会議室	田川警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地为管轄する警察署に申し込むこと。
- 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
- 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- 講習会に関する問い合わせは、住所地为管轄する警察署に対して行うこと。

再 掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1426号の2

道路法（昭和27年法律第180条）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成24年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
飯塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市大力711番2先から 嘉麻市大力747番2先まで	13.0 ～ 26.0	202.0
			後	嘉麻市大力711番2先から 嘉麻市大力747番2先まで	22.0 ～ 44.0	202.0

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第4条第2項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第1426号の3

道路法（昭和27年法律第180条）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の共用を平成24年8月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成24年8月10日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路線名	供用開始の区間
飯塚	322号	嘉麻市大力711番2先から 嘉麻市大力747番2先まで